

令和８年度 山形市都市公園トライアル・サウンディング募集要項

1 制度概要

トライアル・サウンディングとは、公園の利用を希望する皆様から活用の提案を募集し、一定期間、実際に公園を「お試し」で利用していただく制度です。お試し利用を通じて得られた成果や課題を整理し、今後の公園の使い方や、まちづくりと一体となった公園のリノベーション等に活かしていきます。また、市にとっては、公園の市場性や利用ニーズ等を把握する機会となり、事業者にとっては、実際の使い勝手や採算性、提案したアイデアに対するニーズ等を確認する機会となる、社会実験的な取組です。

2 トライアル・サウンディング実施の背景・目的

公園等の公共施設を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少、施設の老朽化、財政面・人員面の制約、市民の価値観やニーズの多様化など、大きく変化しています。こうした社会情勢の変化に対応するため、公共施設には、より効果的・効率的な管理・運営が求められています。

そこで、公園の新たな利活用の可能性を探るとともに、まちづくりと一体となった公園のリノベーション等を通じて、より魅力的な公園空間を創出し、公園利用者の利便性や滞在価値の向上を図ることを目指しています。

3 対象公園

第二公園（山形市十日町四丁目 674-1）

西公園（山形市大字門伝字落合河原 3114-10）

4 期待される効果

本事業により、次のような効果が期待できます。

○事業者のメリット

- ・短期間でのお試し利用のため、リスク負担が少なく参画できます。
- ・アイデアに対するニーズの有無、コンセプトがマッチしているかを確認できます。
- ・使い勝手、採算性の感触をつかむことができます。
- ・公園で普段できないことにチャレンジするきっかけとなります。

○市のメリット

- ・お試し利用を通じた事業者の皆様との対話により、早い段階から市場性を確認できます。
- ・事業者の皆様からの提案（イベント開催等）により、個性と魅力ある公園空間が生まれ、公園利用者の利便性向上が期待できます。
- ・今後の公園の使い方や、まちづくりと一体となった公園のリノベーション等の導入に向けて情報を集めることができます。

5 スケジュール

公表日～令和9年3月12日（予定） 募集要項の公表

公表日～令和9年3月12日（予定） トライアル・サウンディングの提案募集

公表日～令和9年3月31日（予定） トライアル・サウンディングの実施

※公園利用者からの苦情が発生する等、諸事情により予定期間中にトライアル・サウンディングの実施を終了する場合があります。

6 トライアル・サウンディングの流れ

（１）事前相談

提出書類作成のために、事前相談を受け付けます。事前相談を希望する場合はあらかじめ事務局へメールにて申し込み、日程調整を行ったうえで実施することとします。メールの件名は「トライアル・サウンディング事前相談」としてください。

（２）お試し利用受付

利用を希望する日の2週間前までに提案してください。

詳細は、9.利用申請方法を確認してください。

（３）書類審査

提案内容を市で審査します。このトライアル・サウンディングの趣旨に合致し、周囲の迷惑にならない利用の場合に、実施事業として認定します。審査には時間を要する場合がありますので、期間に余裕をもって応募いただきますようお願いいたします。

（４）使用許可

採用された提案について、使用および減免の許可を受けてください。

詳細は、9.利用申請方法を確認してください。

（５）お試し利用

提案内容に応じた利用を実施。なお、公園内に車両を乗り入れる際は、誘導員を配置する等、安全対策を講じてください。

（６）広報及び清掃等への協力

お試し利用に際しては、SNS等で広報してください。また、使用する日は公園の清掃等にご協力ください。

（７）使用実績報告

使用実績報告書を終了後14日以内に提出してください。

7 参加資格条件等

(1) 参加者の条件

(ア) 対象者

トライアル・サウンディングによるお試し利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます。）は、提案内容を実行する意思と能力（資格）を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主又は任意団体とします。

(イ) 役割分担

利用希望者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体をいいます。）とし、グループで応募する場合には、参加表明時に利用希望者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

(2) 利用希望者の除外要件

次のいずれかに該当する利用希望者はトライアル・サウンディングに参加することができません。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

(イ) 役員等（契約者が個人である場合にはその者を、契約者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

(ウ) 山形市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(エ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(キ) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者

8 留意事項

(1) 費用負担

公園使用料はトライアル・サウンディングのため無償とします。ただし、トライアル・サウンディング関するすべての書類の作成、提出及び公園利用に係る費用は、利用希望者の負担とします。

(2) 提出書類の取扱い・特許権等

(ア) 著作権の取扱い

提出書類の著作権は、利用希望者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

(イ) 無断使用の禁止

利用希望者の提出書類については、提案審査以外で利用希望者に無断で使用しません。

(ウ) 特許権等による責任負担

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った利用希望者が負うものとします。

(3) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に利用希望者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令不適合のリスクは利用する者に帰属することとします。

9 利用申請方法

(1) 利用前

利用希望者は、次の書類を提出するものとします。

(ア) 申込時

- ・様式第1号 誓約書

- ・様式第2号 令和8年度山形市都市公園トライアル・サウンディング利用申込書

※利用期間は、最短1日～最長3ヶ月とします。

※大型イベント等が重なった場合は、日時の変更をお願いする場合があります。

(イ) 利用決定後

- ・公園占用許可申請書もしくは公園使用許可申請書

- ・使用料減免申請書

(2) 利用後

使用実績報告書（任意様式）を利用後14日以内に提出してください。

使用実績報告書に記載していただく内容は、利用者数、利用者層、収支報告、事業実施において感じたメリット、デメリット、課題となります。また、事業内容に応じて市で記載内容を追加する場合があります。

10 提案の要件

(1) 提案内容について

提案内容は、次のすべてに該当するものとします。

(ア) 対象公園に関するものであること。

(イ) 確実に実施できる利用内容であること。

(ウ) 公園を利用する市民等の利便性、サービスが向上する利用内容であること。

(エ) お試し利用にあたって、市の財政負担を求めるものではないこと。

(2) 提案の対象外となるもの

次に掲げるものは提案の対象外とします。

(ア) 政治的又は宗教的活動

(イ) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供活動等

(ウ) 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 5 号に規定する指定暴力団等の活動

(オ) 公序良俗に反し、又は反社会的な活動

(カ) その他、市が本事業との関連性が低いと判断する行為

1 1 事業実施にあたって

(1) 責任及びリスク分担の考え方

お試し利用する者が実施する事業については、利用する者が責任を持って遂行してください。当該事業に伴い発生するリスクについては、原則として利用する者が負うものとします。

(2) 事業中止となる場合

申請した利用内容に反する等、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、市から警告等が発せられても改善が見られない場合は、利用を中止していただくことがあります。

1 2 申込先・連絡先

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3-25

山形市まちづくり政策部公園緑地課公園マネジメント係

TEL：023-641-1212（内線749）

FAX：023-624-8445

メール：koen@city.yamagata-yamagata.lg.jp

年 月 日

誓 約 書

山形市長 様

提 案 者 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

⑩

令和 8 年度山形市都市公園トライアル・サウンディング募集要項（以下「要項」という。）に基づき、利用申込書（事業概要等）を提出します。この申込にあたり、私は要項を遵守するとともに、申込に関する提出書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

万が一、誓約内容に相違があった場合は、本提案に係る参加資格を取り消されることについて異議を申し立てません。

令和8年度山形市都市公園トライアル・サウンディング利用申込書

令和 年 月 日現在

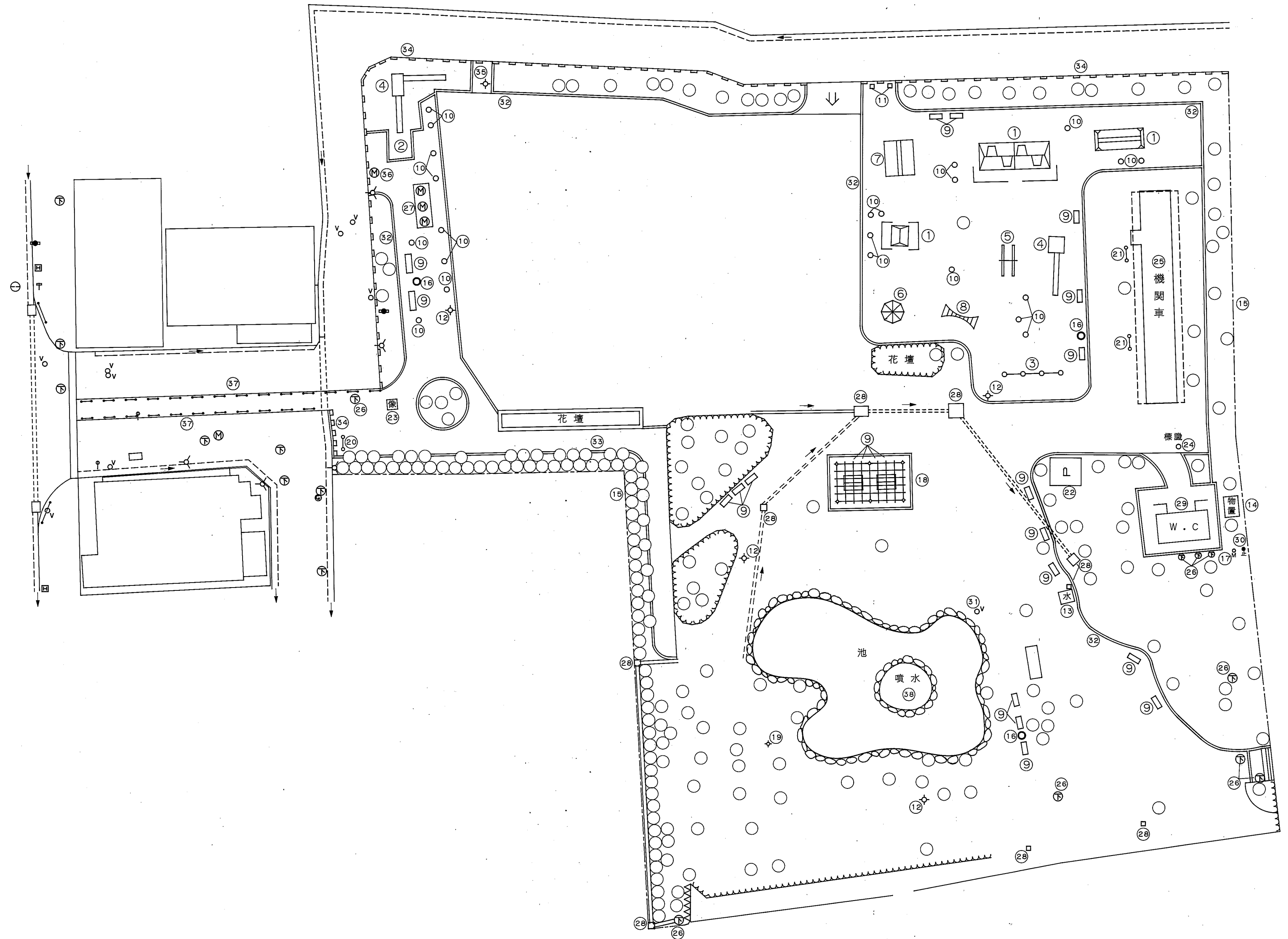
(1) 応募者の基本情報（法人の場合は、法人について記載すること）	
団体名もしくは会社名	ふりがな
所在地	
代表者名	ふりがな
担当者名	ふりがな
電話番号	
メールアドレス	
設立年月日	年 月 日
社員数 もしくは団体の所属人数	人
団体の沿革	
団体の事業概要	

(2) 提案内容	
利用希望日	
年 月 日 () 時 分 から 年 月 日 () 時 分まで (内 日間) (その他特記事項があれば記入)	
利用を希望する公園	※公園名をご記入ください。
事業内容	※資料があれば添付してください。
応募動機	

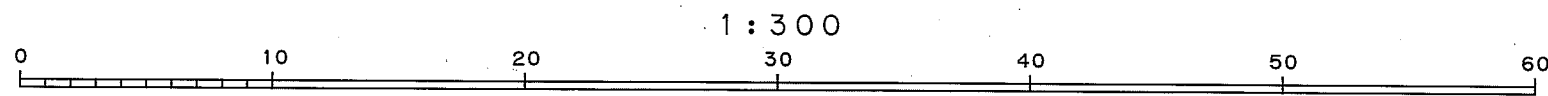
利用時の配置図

公園名	第二公園
所在	山形市十日町四丁目1番127-2
図名	都市公園台帳施設平面図

番号	名称	数量	構造及び規模
1	ブランコ	3ヶ所	
2	砂場	1ヶ所	
3	鉄棒	1ヶ所	三連鉄棒
4	スベリ台	2ヶ所	
5	シーソー	1ヶ所	
6	ジャングルジム	1ヶ所	
7	チェンネットクライム	1ヶ所	
8	太鼓梯子	1ヶ所	
9	ベンチ	22ヶ所	
10	イス	22ヶ所	
11	車止	1ヶ所	
12	公園灯	4ヶ所	
13	水飲み	1ヶ所	
14	物置	1ヶ所	
15	フェンス		
16	ゴミ入れ	3ヶ所	
17	量水器	1ヶ所	
18	パーゴラ	1ヶ所	
19	灯籠	1ヶ所	
20	園名板	1ヶ所	
21	看板	2ヶ所	
22	記念碑	1ヶ所	
23	像	1ヶ所	
24	標識	1ヶ所	
25	機関車	1ヶ所	
26	下水マンホール	9ヶ所	
27	貯水槽	1ヶ所	
28	樹	9ヶ所	
29	トイレ	1ヶ所	
30	止水栓	1ヶ所	
31	制水栓	1ヶ所	
32	縁石		
33	コンクリート土留		
34	コンクリート電		
35	公園灯	1ヶ所	ソーラー
36	減圧弁	1ヶ所	
37	ガードパイプ	25ヶ所	
38	噴水	1ヶ所	



種類	記号
ブランコ類	○
スベリ台類	△
ラダシ類	□
ジャングルジム類	■
回転遊具類	⊗
木製遊具類	⊕
鉄棒	—
シーソー	—
砂場	□
公園灯	+
分電盤	⊠
集水鉢	□
くず籠	⊙
車止	—○—
フェンス	—
支柱	○—
支柱	○—
看板類	—
ベンチ	—
パーゴラ	—
シェルター	—
石碑類	—
散水栓	⊙
水のみ	⊙
便所	WC
時計	○(時)
広葉樹	○
針葉樹	⊙
落木	—
ブロック塀	—
U型側溝	—
L型側溝	—
縁石	—
玉石縁石	—
スロープ	—



公園名	西公園		
所在	山形市大字門伝字落合河原3114-10	縮尺	図面番号
図面名	全体平面図	S=1:1000	1

